

～き地保健医療対策等実施要綱

医政発第 529 号

平成 13 年 5 月 16 日

一部改正 医政発第 0830003 号

平成 16 年 8 月 30 日

一部改正 医政発第 0328016 号

平成 17 年 3 月 28 日

一部改正 医政発第 0601005 号

平成 18 年 6 月 1 日

一部改正 医政発第 0509007 号

平成 19 年 5 月 9 日

一部改正 医政発第 0609005 号

平成 20 年 6 月 9 日

一部改正 医政発第 0330010 号

平成 21 年 3 月 30 日

一部改正 医政発 0324 第 15 号

平成 22 年 3 月 24 日

一部改正 医政発 0329 第 27 号

平成 23 年 3 月 29 日

一部改正 医政発 0515 第 8 号

平成 25 年 5 月 15 日

一部改正 医政発 0409 第 28 号

平成 27 年 4 月 9 日

一部改正 医政発 0329 第 30 号

平成 28 年 3 月 29 日

一部改正 医政発 0330 第 35 号

平成 29 年 3 月 30 日

一部改正 医政発 0329 第 12 号

平成 30 年 3 月 29 日

へき地保健医療対策等実施要綱

1. へき地医療支援機構

(1) 目的

この事業は、都道府県単位で「へき地医療支援機構」（以下「機構」という。）を設置し、へき地診療所（国民健康保健直営診療所を含む。）及び過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）並びに医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）からの代診医の派遣要請等広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行い、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。（委託を含む。）

(3) 運営基準

ア 都道府県知事は、原則へき地での診療経験を有する医師の中から、次のいずれかにより担当者を指定する（委託する場合については、委託先で担当者を指定する。）ものとし、同担当者は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）の内容を考慮しつつ、へき地医療対策の各個別事業の実施について助言・調整を行うものとする。

（ア）常勤の医師の確保が可能な都道府県にあっては、当該医師を専任担当者として指定する。

（イ）常勤医師の確保が困難な都道府県にあっては、非常勤医師を担当者として指定することができる。

（ウ）へき地医療拠点病院が1ヶ所しか指定されていない都道府県が、へき地医療拠点病院に機構の業務を委託した場合にあっては、へき地医療拠点病院の院内の医師の中から一人を担当者として指定することができる。

イ 「へき地保健医療対策に関する協議会」を開催し、都道府県全域に係る広域的な「へき地医療支援計画」（以下「支援計画」という。）及び、医師及び歯科医師（以下「医師等」という。）の派遣に協力する病院（へき地医療拠点病院を除く。以下「事業協力病院」という。）からへき地診療所等並びに特例措置許可病院への定期的な医師等の派遣にかかる「へき地勤務医師等派遣計画」（以下「派遣計画」という。）の策定を行うほか、へき地保健医療対策にかかる総合的な意見交換・調整等を実施する。

ウ 「へき地保健医療対策に関する協議会」の構成員は、機構の担当者、へき地医療拠点病院の代表者、地域医師会・歯科医師会の代表、関係市町村の実務者、大学医学部関係者等により構成する。

(4) 事業の内容

専任担当官を指定した機構は、医療計画、支援計画及び派遣計画に基づき、地域

医療支援センターとも連携しつつ、次に掲げる事業を行うものとする。なお（3）ア（イ）の場合においては、エ、カ、コ、サ及びシの事業を、（3）ア（ウ）の場合においては、エ、カ、キ、ク、コ、サ及びシの事業を都道府県で行うことができるものとする。

ア へき地医療拠点病院及び事業協力病院に対する下に掲げる施設への医療従事者の派遣要請に関すること。

（ア） へき地医療拠点病院からへき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（へき地診療所等の医師及び看護師等の休暇時等における代替医師等の派遣を含む。）（以下「代診医等の派遣」という。）。

（イ） 事業協力病院からへき地診療所等への定期的な医師等の派遣。

（ウ） へき地医療拠点病院及び事業協力病院から特例措置許可病院への定期的な医師の派遣。

（エ） 「一事業協力病院」が「一へき地診療所等」又は「一特例措置許可病院」に医師等を派遣する場合、その期間を「一派遣期間」とし、この間は、同一の医師等が望ましいが、これによりがたい場合でも、最低3月は同一の医師等を派遣すること。

イ へき地医療拠点病院における医師・歯科医師等派遣登録業務及び当該人材のへき地診療所等及び特例措置許可病院への派遣業務に係る指導・調整に関すること。

ウ へき地医療拠点病院における巡回診療の実施に関すること。

エ へき地診療所等への医師の派遣（へき地診療所等の医師の休暇時等における代替医師の派遣を含む。）の実施及び当該事業に必要なドクターパールの運営に関するこ

と。

オ へき地勤務医師等に対する研修計画・プログラムの作成に関するこ

と。

カ 総合的な診療支援事業の企画・調整に関するこ

と。

キ へき地医療拠点病院の活動評価に関するこ

と。

ク へき地医療拠点病院においてへき地医療支援に従事している医師に対する研究（医学研究及び学会出席に必要な経費）の配分に関するこ

と。

ケ へき地保健医療情報システムのデータ登録、更新及び管理に関するこ

と。

コ 就職の紹介斡旋、就職に関する相談、指導及び刊行物への広告その他情報の提供に関するこ

と。

サ へき地勤務医師等のキャリア形成支援に関するこ

と。

なお、就職の紹介斡旋に当たっては、資格免許証、履歴、写真等との照会を行うなど厳正な配慮を施すとともに、業務上知り得た個人の秘密を厳守すること。

シ へき地における地域医療分析に関するこ

（5）その他

へき地において医業を円滑に行うために必要な研修（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」平成18年3月31日付け医政発第0331022号・職発第0331028

号・老発第 0331011 号厚生労働省医政局長・職業安定局長・老健局長連名通知)に基づくプログラムの作成、実施及び修了証明書の発行等については、機構において行うことが望ましい。

また、ドクターポールの運営については、運営要領を定め、派遣する場合の待遇や医師との契約関係等について明確にしておくことが必要である。

なお、事情により、年度当初に機構の設置が困難な都道府県にあっては、機構が設置されるまでの間、機構の業務を都道府県が暫定的に行うことができる。

2. へき地医療拠点病院

(1) 目的

この事業は、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、へき地医療支援機構を設置している都道府県及び当該都道府県知事の指定を受けた者とする。

(3) へき地医療拠点病院の指定

都道府県知事は、原則として医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点としておおむね半径 4 km の区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区（以下「無医地区」という。）及び無医地区ではないが、これに準じて医療の確保が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適当と認めた地区（以下「無医地区に準じる地区」という。）を対象として、機構の指導・調整の下に巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師等の派遣等の（4）に掲げる事業（（4）

ア、イ又はカのいずれかの事業は必須）を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定するものとする。

(4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関するこ

と。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

(5) 整備基準

ア 施設

へき地医療拠点病院の診療機能を高めるとともに、へき地地域からの入院患者の受け入れに応じるための病棟、検査、放射線、手術部門及び医師住宅を設けるものとする。

イ 設備

へき地医療拠点病院として必要な医療機器及び歯科医療機器を整えるものとする。

3. へき地診療所

(1) 目的

この事業は、無医地区及び無医地区に準じる地区（以下「無医地区等」という。）又は無歯科医地区及び無歯科医地区に準じる地区（以下「無歯科医地区等」という。）において診療所を整備、運営することにより、地域住民の医療を確保することを目的とする。

(2) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生協及びその他厚生労働大臣が認める者とする。

(3) 設置基準

ア へき地診療所を設置しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ、診療所の設置予定地から最寄医療機関まで通常の交通機関を利用して（通常の交通機関を利用できない場合は徒歩で）30分以上要するものであること。

イ 次に掲げる地域で、かつ、医療機関のない離島（以下「無医島」という。）のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置するものであること。

（ア）離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

（イ）奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する「奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域）」

（ウ）小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する「小笠原諸島」

（エ）沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する「離島」

ウ 上記のほか、これらに準じてへき地診療所の設置が必要と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣に協議し適當と認めた地区に設置する。